

許可番号 04121107607

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田833番地1

氏 名 サキンエコリサイクル株式会社
代表取締役 高木 興一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和元年（2019年）6月30日

許可の有効年月日 令和6年（2024年）6月29日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
焼 却	廃油（廃エンジンに付着したものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）及び金属くず 以上6種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破 砕	ゴムくず並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
切 断	木くず並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	切断施設	焼却施設（休止中）
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	上記の中間処理業（焼却）にある産業廃棄物の種類の全て
設 置 場 所	佐賀市鍋島町大字森田字一本椎833番1	佐賀市鍋島町大字森田字一本椎834番1、835番、836番1
設置年月日	平成3年6月15日	平成7年1月15日
処 理 能 力	廃プラスチック類：47t／日（8時間） 金 属 く ず：158t／日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：336t／日（8時間）	4.0t／日（8時間）
許可年月日		平成16年6月11日（借受け）
許可番号		佐賀県指令16廃第8号

（裏面へ）

種 類	切断施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	上記の中間処理業(切断)にある産業廃棄物の種類の全て	上記の中間処理業(破碎)にある産業廃棄物の種類の全て
設 置 場 所	鳥栖市酒井西町字瘤深 8 5 3 番、 8 5 4 番 1	鳥栖市酒井西町字瘤深 8 5 5 番 1、 8 5 6 番 1
設置年月日	平成元年 7 月 3 0 日	昭和 5 4 年 1 0 月 2 0 日
処 理 能 力	木 く ず： 9 9 t / 日 (8 時 間) 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類： 5 9 t / 日 (8 時 間) 金 属 く ず： 1 9 8 t / 日 (8 時 間) ガ ラ ス く ず ・ コ ン ク リ ー ト く ず ・ 陶 磁 器 く ず： 4 2 2 t / 日 (8 時 間)	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類： 4 3 t / 日 (8 時 間) ゴ ム く ず： 5 7 t / 日 (8 時 間) 金 属 く ず： 1 4 4 t / 日 (8 時 間) ガ ラ ス く ず ・ コ ン ク リ ー ト く ず ・ 陶 磁 器 く ず： 1 7 2 t / 日 (8 時 間)
許可年月日		平成 1 6 年 6 月 1 1 日
許 可 番 号		佐賀県指令 1 6 廃第 7 号

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 元年 6 月 3 0 日 更新許可 以下余白

5. 規則第 1 0 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無
有

許可の状況

(産業廃棄物処分業)

氏 名	サキンエコリサイクル株式会社	許可番号	04121107607
住 所	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田833番地1	電話番号	0952-30-0070
事務所の所在地	同 上	電話番号	同 上
許 可 内 容 等			
許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
新規許可 更新許可 更新許可 変更届	平成16年 6月30日 平成21年 6月30日 平成26年 6月30日 平成26年 7月17日	4121107607 04121107607	中間処理業（焼却）（破碎）（切断）
変更届	平成29年10月 2日		破碎施設（平成元年7月28日設置）の休止（H26.7.17～）並びに燃え殻の保管容量の変更及びばいじんの保管場所の追加
変更許可	平成29年11月29日		焼却施設（平成7年1月15日設置）の休止（H29.9.30～）
変更届	平成30年12月19日		中間処理業（切断）における産業廃棄物の種類（木くず）の追加
変更届	令和 元年 6月12日		破碎施設（平成元年7月28日設置）の廃止
更新許可	令和 元年 6月30日		焼却施設及び破碎施設の設置場所の変更並びに産業廃棄物の保管場所に係る変更

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。